

鉛筆や消える  
ボールペンで  
記入しないで  
ください

# 婚姻届

令和〇〇年〇月〇日 届出

新潟市〇〇区 長

【新潟市の受付窓口】  
◎平日8:30~17:30  
区役所・出張所

◎上記以外の時間及び休日  
区役所  
※時間外受付窓口での  
お預かりとなります

|   |   |
|---|---|
| 民 | 通 |
| 票 | 知 |

【住所】  
◎婚姻届提出時点  
の住民登録地を  
記入します  
◎婚姻届と同日に  
住所変更手続き  
を行う場合は  
新しい住所を  
記入します

【(養)父母氏名】  
亡くなられた方の  
氏名も記入します

【婚姻後の夫婦の氏】  
選択した氏が婚姻  
後の氏(名字)  
になり、その方が戸  
籍の筆頭者になり  
ます

【同居を始めたとき】  
結婚式・同居ど  
ちらもまだの方は、  
「同居・拳式せず」  
と書いてください

【同居を始める前の  
夫婦のそれぞれの  
世帯の主な仕事】  
夫婦それぞれの  
同居前の世帯の  
中で最も収入が  
多い方の職業に  
近いものを選択  
してください

|   |   |                                  |
|---|---|----------------------------------|
|   | 夫になる人   | 妻になる人                            |
| (フリガナ)<br>氏名                                  | コウノ タロウ<br>氏 名  | オツヤマ ヨシコ<br>氏 名                  |
| 生年月日  | 平成10年 1月 1日   | 平成9年 2月 2日                       |
| 住所<br>(住民登録をして<br>いるところ)                      | 新潟市北区東栄町1丁目<br>1番14号<br>甲アパート101号   | 新潟市西蒲区巻甲<br>2690番地1<br>乙アパート201号 |
| 本籍  | 新潟市東区下木戸<br>一丁目4番   | 新潟県弥彦村大字矢作<br>402番               |
| (外国人のときは<br>国籍だけを書いて<br>ください)                 | 筆頭者の<br>氏名<br>甲野 春雄   | 筆頭者の<br>氏名<br>乙山 秋男              |
| 父母及び養父母<br>の氏名<br>父母との続き柄                     | 父 甲野 春雄 続き柄<br>母 丙田 夏美 二男   | 父 乙山 秋男 続き柄<br>母 乙山 冬子 長女        |
| (右記の養父母以外にも<br>養父母がいる場合には<br>その他の欄に書いてください)   | 養父 甲野 一郎 続き柄<br>養母 甲野 次子 養子   | 養父 続き柄<br>養母 養女                  |
| 婚姻後の夫婦の<br>氏・新しい本籍                            | <input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍 (左の回の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)<br><input type="checkbox"/> 妻の氏 新潟市中央区学校町通一番町602番  |                                  |
| 同居を始めた<br>とき                                  | 令和〇〇年 〇月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め<br>たときのうち早いほうを書いてください)  |                                  |
| 結婚式・同居ど<br>ちらもまだの方は、<br>「同居・拳式せず」<br>と書いてください | <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 ( <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 ) 年 月 日   |                                  |
| 同居を始める<br>前の夫妻のそれ<br>ぞれの世帯の<br>おんなじ仕事と        | 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯<br>夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯<br>夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が<br>1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)<br>4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または<br>1年未満の契約の雇用者は5)<br>夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯<br>夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯<br>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) |                                  |
| 夫妻の職業   | 夫の職業  | 妻の職業                             |
| その他   | 【届出人署名】<br>本人が記入してください  |                                  |
| 届出人署名<br>(※押印は任意)                             | 夫 甲野 太郎 印   | 妻 乙山 良子 印                        |
| 【届出印】<br>押印は任意です                              | 【連絡先】<br>携帯電話、勤務先など日中<br>連絡が取れる電話番号を記入<br>してください  |                                  |
|   | 連絡先<br>電話 ( 080-XXXX-XXXX )   |                                  |

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

【証人】  
◎証人は2人必要です  
◎成人の方であれば親族、友人、知人どなたでも証人になれます  
◎証人本人が署名欄含め、全ての欄を記載してください

|                  |                       |                       |
|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 【証人印】<br>押印は任意です | 証人                    |                       |
| 署名<br>(※押印は任意)   | 丁岡 寅吉 印               | 戊島 辰子 印               |
| 生年月日             | 昭和15年 4月 4日           | 昭和50年 5月 5日           |
| 住所               | 新潟市西区寺尾東3丁目<br>14番41号 | 山形県山形市旅籠町2丁目<br>3番25号 |
| 本籍               | 新潟市南区白根<br>1235番地     | 福島県福島市五老内町<br>3番地     |

## ◎記入する際の注意点

- 「婚姻後の夫婦の氏」欄  
称する氏のどちらか一方に必ずチェックを入れてください。
- 「新しい本籍(新本籍)」欄  
上記1でチェックを入れた方がこれまで筆頭者ではない場合は、夫婦の新しい戸籍が作成されるので、必ず希望する新しい本籍を記入してください。  
新しい本籍は、日本国内の現存する土地の地番または住所の街区符号(※)であればどこでもおこなうことができます。  
※住所の街区符号：住居表示が実施されている地区の住所のうち、〇番までの表記の事例：「新潟市北区東栄町1丁目1番」

## ◎届出する際の注意点

- 本人確認書類  
本人確認を行いますので、可能な限り「マイナンバーカード」「運転免許証」「旅券」などの公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類1点をお持ちください。また、氏や住所に変更がある方は「マイナンバーカード」をお持ちください。
- 休日・夜間の届出  
休日(土・日曜・祝日、年末年始期間)及び夜間の届出は、各区役所の時間外受付窓口でお預かりし、職員の審査は翌開庁日以降となります。記載漏れや記載誤りがないように平日の開庁時間に戸籍担当窓口で事前の確認(事前審査)を受けることをお勧めします。
- 住所変更の手続き  
婚姻届とは別に手続きが必要です。(平日の開庁時間のみ受付)  
婚姻届と住所変更手続きは同時に手続きできます。詳しくはお問い合わせください。
- お知らせ  
以下の場合、事前にお近くの戸籍担当窓口にご相談ください。  
・外国籍の方と婚姻する場合  
・婚姻する方すでにお子様がいらっしゃる場合  
・婚姻と同時に養子縁組をしたい場合